

最近内務省に於ける 路政關係行政處分例

M K 生

告示

内務省告示第百八號

國道二十一號路線ノ一部ヲ變更シ大正九年四月内務省告示第二十八號中二十一號路線經過地「二號路線（明石市錦江町ニ於テ

分岐）トアルヲ「二號路線（明石市追手町ニ於テ分岐）ニ改ム
昭和十五年三月七日
内務大臣伯爵 兒 玉 秀 雄

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し

起 業 地 名 認定月日

廣島縣廣島市大手町八丁目地内 三、一

兵庫縣武庫郡御影町地内 三、二

兵庫縣神戸市葦合區布引町琴緒町地内 ”

福井縣南條郡武生町地内 三、五

大阪府豐能郡南豐島村庄内町地内 ”

道 府 縣 起 業 者 事 業 種 別

廣 島 廣島縣廣島市 學校敷地擴張

兵 庫 兵庫縣武庫郡御影町長 道路改築

” 阪神急行電鐵株式會社 道路新設

福 井 鐵道大臣 停車場擴張

大 阪 大阪府 排水改良

熊本縣球磨郡久米村長 道路新設 熊本縣球磨郡久米村地内
福岡縣知事 道路改良 福岡縣三井郡弓削村地内

◎土木地方債許可概要

許可月日	許可額	目的	團體名	道府縣
二、一	二〇〇、〇〇〇	道路鋪裝費	團體名	道府縣
"	七二、五〇〇	道路改修費	愛知縣	
"	六五〇、〇〇〇	江戸川水道取水設備費	和歌山縣	
"	一六、四〇〇	道路改良費	東京市	東京府
"	五五、〇〇〇	道路改修費	岐阜市	岐阜縣
"	三〇、〇〇〇	都市計畫街路事業費	防府市	山口縣
"	一七、〇〇〇	港灣修築寄附金	大分市	大分縣
二、二	五〇六、一〇〇	水害復興都市計畫事業費	武豐町	愛知縣
二、五	一五二、五〇〇	負擔金並山麓道路工事費	神戶市	兵庫縣
二、六	六五、〇〇〇	旱害應急土木事業及指導監督費	香川縣	
"	三、五〇〇	河川改修費國庫分擔金	栃木縣	
"	一八、〇〇〇	永野巴波川改良費負擔金	栃木市	栃木縣
"	八、五〇〇	府縣道改修負擔金	小野田町	山口縣
"	一五、〇〇〇	縣道改修負擔金	小濱町	長崎縣
"	三、一〇〇	阿久根港修築費寄附金	阿久根町	鹿兒島縣
"	七、五〇〇	大淀川改修費負擔金	綾町	宮崎縣
"		府縣道改良費寄附金	安藝町	高知縣

〃	二、〇〇〇	府縣道修改善費負擔金	幸世村	兵庫縣
〃	二、七〇〇	府縣道改良費寄附金	下久堅村	長野縣
二、七	四〇、〇〇〇	東北振興國道改良費國庫納付金	福島縣	
〃	三二、八〇〇	國道改良分擔金並土木出張所移轉改築分擔金	山口市	山口縣
〃	七、七〇〇	巴波川上流改修費負擔金	栃木市	栃木縣
〃	二、四〇〇	災害復舊土木費	野根町	高知縣
〃	一五、五〇〇	府縣道改修費負擔金	二俣町	靜岡縣
〃	三、八〇〇	梯川上流改修費寄附金	白江村	石川縣
二、八	九七、〇〇〇	產業振興道路改良費	岐阜縣	
〃	二四六、六〇〇	府縣道改良費	埼玉縣	
二、九	六四、六〇〇	米代川改修國庫分擔金	秋田縣	
〃	四七、四〇〇	横手川改良工事費	秋田縣	山形縣
〃	一三、〇〇〇	丹生川改修費負擔金	丹生川筋水害豫防組合	
〃	三、六〇〇	五所川原堰伏越工事費	五所川原堰普通水利組合	青森縣
〃	二〇、八〇〇	國道改修費負擔金	早岐佐波見線道路町村組合	長崎縣
二、一一二	三一、八〇〇	早害對策土木費	石川縣	
〃	三五、〇〇〇	早害救濟應急土木費	京都府	
〃	三〇、八〇〇	長木川改良工事費	秋田縣	
〃	四八、六〇〇	雄物川改修費分擔金	秋田縣	
〃	一〇〇、〇〇〇	土木災害復舊費	鹿兒島縣	

二、一三	六七、〇〇〇	災害復舊費	三重縣
"	九二、七〇〇	河川改修事業費負擔金	靜岡縣
"	一六、九〇〇	河川改良工事費	秋田縣
"	一五、〇〇〇	天神川改修費負擔金	倉吉町
"	一三、〇〇〇	河川改修費負擔金	新居村
二、一九	一五、〇〇〇	土岐川改修事業費	岐阜縣
"	五〇、〇〇〇	櫻川改良費	茨城縣
"	九、〇〇〇	災害復舊費	弘前市
"	五、五〇〇	土岐川改良費寄附金	土岐町
"	七、三〇〇	土岐川改良費寄附金	瑞浪町
"	二、三〇〇	高田川改修費寄附金	高田村
"	一九、〇〇〇	水路新設費及水害復舊水路費	豐福村外四ヶ村 普通水利組合
"	三、一〇〇	飯田川改修費寄附金	飯田川水害 豫防組合
三、二〇	一一〇、九〇〇	災害土木費	群馬縣
"	二〇、〇〇〇	淺川改良事業費	茨城縣
"	三九、一〇〇	青森港修築費國庫納付金	青森縣
"	一九、九〇〇	河川改良費負擔金	青谷町
"	六、七〇〇	長木川改良費負擔金	大館町
三、二一	四七八、九〇〇	道路、河川、砂防費等國庫分擔金	群馬縣
"	三九、七〇〇	失業應急事業費	弘前市
			青森縣
			秋田縣
			鳥取縣
			德島縣
			青森縣
			岐阜縣
			群馬縣
			熊本縣
			新潟縣

旭川上流災害復興事業費負擔金	四、〇〇〇	勝山町	岡山縣
笠岡港修築費寄附金	三、七〇〇	川東村	岡山縣
十川改修事業費負擔金	七、五〇〇	笠岡町	岡山縣
武庫川改修費	二、三〇〇	沿川村	青森縣
失業應急事業費	二、二八	兵庫縣	
災害復舊橋梁架換費	五五、〇〇〇	高知縣	
府縣道改築敷地買收費	二九、五〇〇	城內村	新潟縣
震嘯災害防備費	三、〇〇〇	三机村	愛媛縣
宇野港修築費納付金	四、四〇〇	宮城縣	
旱害救済應急土木事業費	一九、四〇〇	岡山縣	
災害復舊土木事業費	五六、四〇〇	熊本縣	
街路修築費	三〇〇、〇〇〇	岐阜縣	
失業應急道路改良費	一四六、七〇〇	新潟縣	
宇野港修築費納付金	九九〇、〇〇〇	東京市	東京府
失業應急土木事業費	四六一、〇〇〇	旭川市	北海道
大根占港修築費寄附金	一八、五〇〇	宇野町	岡山縣
船入潤築造費負擔金	四、〇〇〇	大根占町	鹿兒島縣
天神川改修工事費負擔金	一七、一〇〇	鬼鹿村	北海縣
	一二、五〇〇	西郷村	鳥取縣
	一、五〇〇		

◎軌道法ニ依ル申請ニ對スル處分

栃木縣

東武鐵道 西原町間軌道貨物運輸營業廢止許可

東武鐵道株式會社申請に係る大谷軌道西原線（自荒斜至宇都宮市内西原）は過去に於て大谷石の輸送相當量有りたるも、近年は其の大部分を産地より直接鐵道により發送し現在並に將來本線路の利用價值なき爲、之を廢止せむとするものにして本營業廢止は本年九月十三日迄に之を實施するものとし三月十三日監第三九〇號を以て内務鐵道兩大臣より許可せらる。

官報掲載

軌道貨物運輸營業廢止許可

明治二十九年三月十九日東武鐵道株式會社（當時宇都宮石材軌道株式會社）に對し特許したる軌道線路中栃木縣都宮市西原町同縣河内郡城山村間軌道貨物運輸營業廢止の件本年三月十三日之を許可せり（鐵道省）
（内務省）

東京府

東京市電 廣尾橋間軌道線路及工事方法變更認可並特別設計許可

東京市申請に係る廣尾橋、天現寺橋間新設軌道に沿ひ施行せらる

法令

る、都市計畫街路新設に伴ひ該街路上に軌道を移設（延長二〇五米工費七六五八〇圓）せむとするの件は廣尾橋停留場箇所線路勾配は前後及枝道との關係上、軌道建設規程第十六條に難據に付（千分の十五及千分の二二）同第三十五條に依り特別設計と爲し二月十五日監第二七〇號を以て内務鐵道兩大臣より軌道線路及工事方法變更の件認可し特別設計の件許可せらる。

東京市電 三宅坂分岐電車信號裝置變更認可及軌道運轉信號保安規程例外取扱許可

東京市申請に伴る三宅坂分岐箇所に於ける一般交通の安全を期する爲既設二位色燈式電車信號を矢印燈の點滅式に變更せむとするの件は該申請裝置は軌道運轉信號保安規程第二十七條及第二十八條に抵觸するを以て例外取扱と爲し二月十五日監第二五八號を以て内務鐵道兩大臣より電車信號裝置變更の件認可し軌道運轉信號保安規程例外取扱の件許可せらる。

東京市電 順天堂前停留場位置變更認可及特別設計許可

東京市申請に係る既設順天堂前電車停留場（水道橋方面）は交通整理信號圈内にあるを以て該停留場位置を前記箇所より少しく後退せしめんとするものにして申請停留場位置は軌道建設規程第十六條に難據に付き（勾配千分の十以上）同第三十五條に依り特

別設計と爲し、三月十一日第三六三號を以て内務鐵道兩大臣より停留場位置變更の件認可し特別設計の件許可せらる。

**東京市電 青山四丁目間軌道線路及工事方法變更
明治神宮前 認可**

東京市申請に係る東京高速鐵道株式會社施行に係る地下鐵道工事跡の地盤安定に伴ひ青山四丁目明治神宮前間軌道の本復舊工事を施行せむとするものにして、且軌道縱斷面に變更を來す外主として軌道の構造を變更せむとするの件は三月十一日監第四四二號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 新橋驛北口分岐電車信號裝置變更認可

東京市申請に係る新橋驛北口分岐點に於ける操車の圓滑安全を期する爲操車塔を線路展望容易なる位置に移轉し之に伴ひ支障となる鐵柱並に省線二葉町高架線増設工事に支障となる信號燈函を移設せむとするの件は三月十一日監第三六五號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

**東京市電 天現寺橋停留場附近電車信號裝置變更
認可及軌道運轉信號保安規程例外取扱**

許可

東京市申請に係る電車々輛の廣尾車庫出入の圓滑を圖り並に一般交通の安全に資する爲天現寺橋停留場附近に電車信號裝置(矢

印信號燈及操車塔)を新設し、既設色燈信號を矢印信號に變更せむとするの件は本矢印信號裝置は軌道運轉信號保安規程第二十七條及第二十八條に抵觸するを以て例外取扱と爲し、三月十一日監第三六四號を以て内務鐵道兩大臣より電車信號裝置變更の件認可し軌道運轉信號保安規程例外取扱の件許可せらる。

東横電鐵 澁谷第一架道橋設計變更認可

東京市横濱電鐵株式會社申請に係る玉川線澁谷第一架道橋に帝都電鐵の聯絡橋を設備する爲其のD桁を利用せしめ、尙A桁G桁及E桁の各材料は時局柄長尺のもの入手困難なるを以て短尺のものに接続使用せむとするの件は二月二十七日監第四六七號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

京成電氣 向島停留場設計變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る電車運轉の圓滑を期する爲、向島停留場押上起點一料七七四米五下線側へ延長百四十米の突込線を新設し、更に該突邊線より分岐し延長九〇米の突込線を新設せむとするの件は三月十一日監第三六一號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

京成電氣 軌道工事方法變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る府縣道第二十八號淺草松戸線改修工事(東京府施行)に伴ひ、路切道新設の必要相生じ、之が工

事施行に關し東京府の委託を受けたるを以て右工事施行せむとするの件は新設踏切道幅員十二米（道路幅員十一米）と爲し、更に踏切遮斷機及踏切警報機設置するものとし三月十一日監第四三號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

京王電氣 柴崎及上北澤停留場設計變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に柴崎停留場の涉り線及引込線を撤去し、之に關聯せる保安信號の「レビーター」を廢止し、又上北澤停留場の涉り線に保安信號の「レビーター」を設備せずとするの件は三月十一日監第三六〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

變 知 縣

名古屋市營

六友小學校 笹島町間工事施行認可

名古屋市中請に係る笹島線中（昭和三年三月三十一日監第二四七號を以て敷設特許）自中村區（舊中區）西日置町字長島至中區笹島町二丁目區間の交通量の激増に伴ひ緊急敷設の必要ある爲之が工事施行（延長一、〇一八七八一軒、工費一七五六〇〇圓）電車収入金を以て支辨せむとするの件は、八月十五日迄に工事に着手し、昭和十六年八月十六日迄に竣功すべしと爲し二月十五日監第三七三號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

名古屋市營 循環北線外十七線工事施行認可申請

期限延期許可並今池間特許失效 大久平

名古屋市中請に係る昭和十二年七月十三日道第七三三號進達の軌道工事施行認可申請期限延期の十九線中二ヶ年延期を申請せる六線に對しても他と同様五ヶ年延期に變更せむとするものにして時局柄鐵其他資材の入手困難並びに起債抑制の爲の延期故循環北線外十五線（大江線及大會根線に關しては先に許可済）工事施行認可申請期限昭和十七年三月三十一日迄延期するものと爲し二月十五日監第三七一號を以て内務鐵道兩大臣より許可せらる。尙東區千種通一丁目五二番地先同區千種通四丁目十三番地先間軌道は指定の期間迄に工事施行認可申請をなさざる爲特許失效となる。

官 報 掲 載

軌道特殊一部失效 昭和三年三月三十一日名古屋市中對シ特殊シタル軌道中愛知縣名古屋市東區千種通一丁目五十二番地先同區千種通四丁目十三番地先間軌道へ指定ノ期限迄ニ工事施行ノ認可申請ヲ爲サル爲特許ハ其ノ效力ヲ失ヘリ。（鐵道省、内務省）

名古屋市營

市民病院前 新端橋間軌道工事施行及工事方法變更認可

法變更認可

名古屋市中請に係る曩に特許を爲したる循環東線の内自昭和區瑞穂通至同區瑞穂町約二軒間は從來市營バス等に依り電車に乗繼ぎ市中心部と交通し來りしも右地方は同市文教の中心地にして學

校あり、綜合運動場あり且絶好の健康住宅地たり近時其の交通需
要著しく増加しバス等にては到底之を充す事能はざるの實情なる
を以て、右區間に於ける軌道工事を施行し、之に伴ひ既設軌道の
一部(約六〇米)に就き軌道を取替へ渉り線を設けて之を復線に改
良せむとするの件は本年八月十四日迄に工事に著手し、十七年二
月十四日迄に竣功すべしと爲して二月十五日監第三七二號を以て
内務鐵道兩大臣より認可せらる。

奈良縣

大阪電氣軌道 電氣工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る曩に一千キロワット鐵槽型水
銀整流器増設の認可を爲したる處物資不足の爲納期遅延し皇紀二
千六百年祭の大輸送の目的を達し得ず、因つて之を硝子製水銀整
流器に代へると共に玉川變電所に於て剩餘となるべき五〇〇キロ
ヴォルトアンペア變壓器三臺を本變電所に移設流用せむとするの
件は三月四日監第五三一號を以つて内務鐵道兩大臣より認可せら
る。

阪神電氣鐵道

福島
梅田間軌道工事施行認可申請期限
延期許可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る大正九年六月二日特許四貫鳥
梅田間連絡線中福島梅田間に係る軌道工事施行認可申請現許可期

限は昭和十三年六月三十日迄の處本路線に連接する野田福島間に
は近く神戸本線と共に高架構造に改築する計畫有り又省線西成線
との交叉工事も未確定にして且つ現下時局の影響に依り關係方面
との協議も暫時流滞の止むなきに至りし故、該工事施行期限申請
を本年六月三十日迄延期せむとするの件は三月十一日監第三二六
號を以て内務鐵道兩大臣より許可せらる。

南海鐵道 電氣工事方法變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る電力管理法及日本發送電株式會社
法に依り(一)該社設備中より堺發電所神石送電線路及宇治川電氣
會社受電線路を日本發送電株式會社に出資の爲削除するものとし
尙(二)日本發送電會社設立に伴ひ從來宇治川電氣株式會社よりの
受電を日本發送電株式會社より受電することに變更せむとするの
件は三月十四日監第二六九號を以て内務鐵道兩大臣より認可せら
る。

京阪電氣鐵道 電氣工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る日本發送電株式會社より受電
の高槻變電所及日發古川橋變電所に於ける受電容量を本年(十四
年)十一月一日(豫定)より變更せむとするの件は三月十四日監第
一六九號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

兵庫縣

神戸市營 第三期第四號線軌道工事着手期限延期

許可

神戸市申請に係る第三期第四號線(夢野線)の工事着手期限は十三年四月一日迄なるも同區間の都市計畫道路工事進捗せざるを以て十六年四月一日迄延期せむとするの件は二月十五日監第五七號を以て内務鐵道兩大臣より許可せらる。

阪神急行電鐵 伊丹線々路及工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る伊丹線沿線は時局産業工場の建設せるもの頻出せる結果乗客激増し爲に在來の器線にては運輸能力不足を來すを以て之を複線とするものなるが所要鋼材並に使用資金に付て大藏商工兩省に對し臨時資金調整法施行令第六條第二項に依り協議せし處別段異議無きを以て三月十一日監第六〇六號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

福岡縣

九州電氣軌道 工事方法變更認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る小倉戸畑間の八幡行乗客及戸畑八幡間の小倉行乗客は幸町停留場に於て乗換へ居りしが沿線の乗客逐年激増し來り居る状態にて乗換の不便を緩和する爲△形の連絡線を増設し、小倉より戸畑經由八幡行直通の電車を運轉し、旅客の便を計らんとするものにして、更に之に伴ひ既認可の小倉

戸畑間道路の併用軌道の起點を三十八米五〇(新設軌道)小倉方面に延長せむとするの件は三月四日監第三六二號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

福岡電車 橋外側線敷設認可

福岡電車株式會社申請に係る福岡市内博多船溜に接続築港せられたる博多港中央埠頭工事進捗に伴ひ在來船溜の荷扱は新埠頭に遷りたるを以て現在の築港引込側線を新埠頭へ延長し石炭其他貨物の輸送を便にせむとするものにして時局柄特に緊急なるを以て將來政府に於て臨港鐵道を敷設する場合は本軌道の線路又は工事方法の變更を命ずることあるべき旨の條件を附して三月十三日監第四九一號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

